

委員会発議第2号

かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおりかすみがうら市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和4年3月24日提出

かすみがうら市議会

議長 岡崎 勉 様

提出者 議会運営委員会

委員長 川村 成二

## 提 案 理 由

全国市議会議長会標準市議会会議規則の改正に伴い、欠席の届出及び請願書への押印等について所要の改正を行うため、この規則を制定するものである。

なお、この規則は、公布の日から施行するものである。

かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則

かすみがうら市議会会議規則（平成17年かすみがうら市議会規則第1号）

の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合あっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第91条第1項中「事故のため」を公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合あっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第139条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。」に改める。

第139条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「請願を紹介する議員」を「前2項の請願を紹介する議員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人のときは、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び法人の名称と所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

第139条第3項の次に次の1項を加える。

4 請願書の提出は、平穩になされなければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。